

地方分権改革における「提案募集方式」の概要

1 趣旨

これまで地方分権改革については、地方分権改革推進委員会勧告に基づき、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等に関して、3次にわたる一括法等により着実に推進し、進展をみている。

これに加え、第4次一括法案等により、委員会勧告事項については、一通り検討したこととなる。

このような成果を基盤とし、個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き改革を着実に推進していく必要がある。

このため、新たな局面を迎える地方分権改革においては、**従来からの課題への取組に加え、委員会勧告方式に替えて、地方の発意に根ざした新たな取組を推進することとし、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」を導入する。**

2 提案の対象

○ 従来、委員会勧告に基づき推進してきた、以下の項目に関する提案を対象とする。

①地方公共団体への事務・権限の移譲

②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)

○ 具体的な取扱いは、以下のとおりとする。

①**全国的な制度改正に係る提案**を対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた**選択的な移譲(手挙げ方式)**とする提案等も対象とする。

(なお、提案団体のみ当面の規制緩和等を実施し、後に全国的な改革へと波及させる場合には、「構造改革特区」等の提案募集方式を活用することも可能である。)

②委員会勧告では対象としていない事項に係る提案も対象とする。

・事務・権限の移譲の場合…委員会勧告では、出先機関の事務・権限を対象としてきたが、**本府省の事務・権限を対象とした提案**も行うことができる。

・義務付け・枠付けの見直しの場合…委員会勧告では、自治事務に関して法律に基づくものを対象としてきたが、**法定受託事務に関するものや政省令、補助要綱等に基づくもの等についての提案**も行うことができる。

③現行制度の見直しにとどまらず、**制度の改廃を含めた抜本的な見直しに係る提案**も対象とする。

④従来と同様に、**事務・権限の移譲等に関連する提案**も対象とする。

(実施例) 自家用有償旅客運送における実施主体の拡大など

3 提案主体

○ 提案主体は、以下のとおりとする。

① 都道府県、市区町村

② 一部事務組合、広域連合

③ 地方六団体、地方公共団体を構成員とする任意組織(例:ブロック単位の知事会、共通課題を有する複数の地方公共団体など)

○ 広く各層の声を反映する観点から、提案主体に対して、**庁内関係部局等からの意見を幅広く集約するとともに、経済団体、各種関係団体、NPO、職員グループなどからの意見を提案に反映するよう求める。**

4 募集の方法及び時期

- ① 提案は、内閣府が受け付ける。
- ② 内閣府は、募集に向けて、提案募集方式の周知及び説明を行うとともに、提案に向けた相談に応じる。
- ③ 提案主体に対して、制度改正の**必要性(制度改正による効果、現行制度の具体的な支障事例など)**等を示して提案するよう求める。
- ④ 募集は毎年少なくとも1回実施する。募集期間は、提案主体が十分な検討を行うことができるよう配慮する。

5 提案を受けた政府の対応

- ① 受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省と調整を行う。内閣府が中心となり、関係府省の回答、それに対する提案団体からの見解の提出というやり取りを重ねる。
その際、地方六団体からも意見を聴取する。
- ② **特に重要と考えられる提案については、有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進める。**
- ③ 提案に関する対応方針について、年末までに、有識者会議の調査審議を経て、**地方分権改革推進本部決定及び閣議決定**を行う。
また、法律改正により措置すべき事項については、**所要の法律案を国会に提出する。**

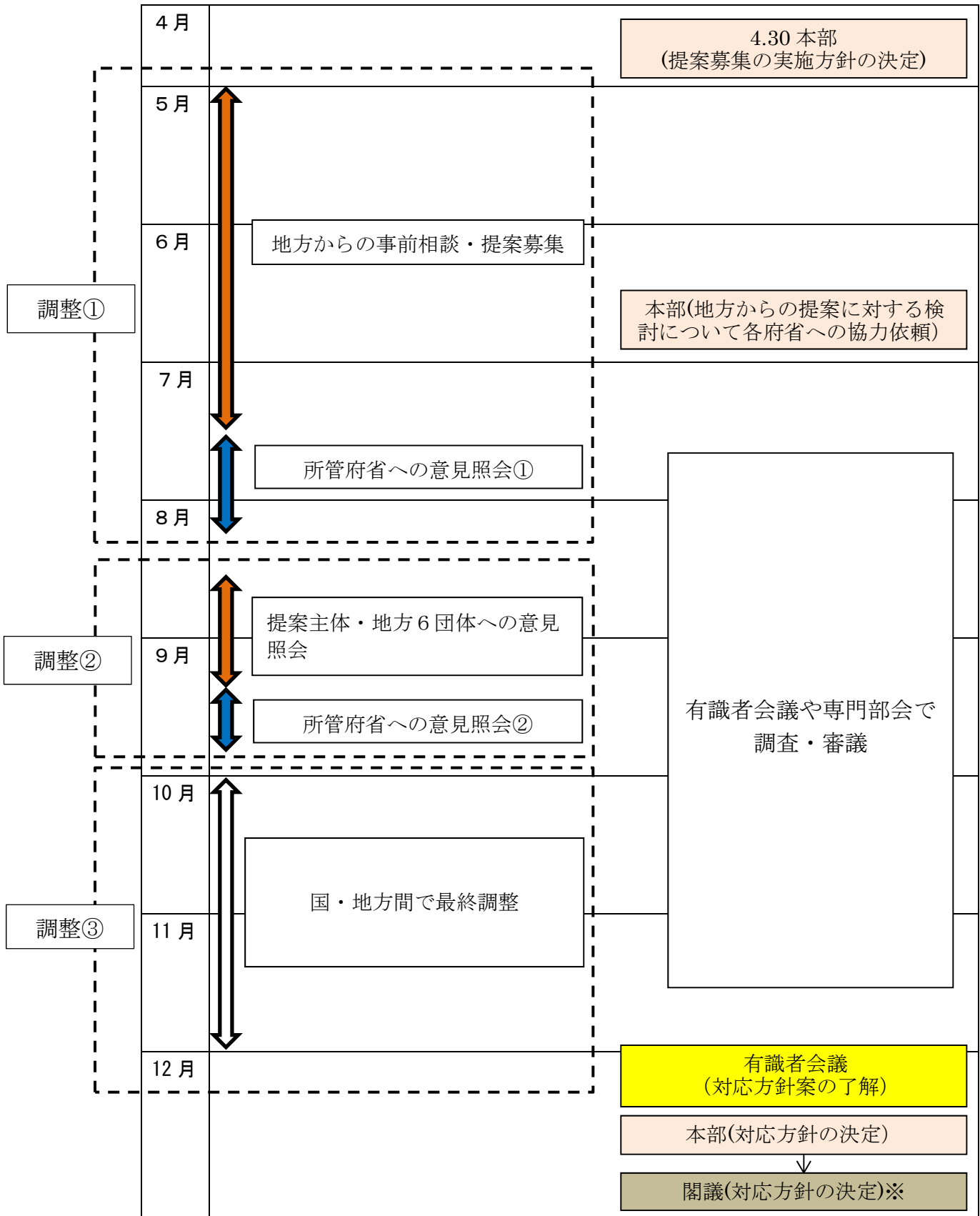
6 提案に関する調整過程の公表

- ① 提案の内容、提案団体と関係府省とのやり取り、最終的な調整結果は、内閣府のホームページに掲載する。
- ② 実現しなかった提案については、次年以降の提案及び検討の参考とするため、提案主体及び関係府省の意見等を公表する。

7 制度改正に係る情報発信

- ① 内閣府及び関係府省は、措置した制度改正について、地方公共団体等に対して周知を行い、広くその活用が図られるように努める。
- ② 内閣府は、国民が制度改正に係る成果を実感できるようにするため、広く情報発信を行う。

平成 26 年の提案募集方式の想定スケジュール



※法律改正により措置すべき事項については、所要の法律案を提出